エ　運用中チャネル監視の制御

「親局から子局への制御機能」、「運用中チャネル監視の機能及び送信停止時間」及び「運用中チャネル監視によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間」については工事設計書で確認する。

6　その他

⑴　レーダー電波試験信号の送信は、レーダー信号発生器と標準信号発生器を用いる。ただし、レーダー電波試験信号を直接出力できる任意波形信号発生器等を用いることができる。

⑵　２つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備（一方の周波数セグメントとして5,530MHz又は5,610MHzを使用するものに限る。）においても、5.6GHzについては本項の試験を行う。

⑶　規定入力レベルとは、電波を発射しているパルス時間内の平均電力とする。この場合において、標準信号発生器等の出力信号は、極力オーバーシュートが無いように設定できる測定器を用いること。

⑷　十四の項３⑶において、5.2GHz帯、5.3GHz帯及び5.6GHz帯を用いる無線設備であって、160MHzシステムを使用するものの通信負荷条件は、5.6GHz帯の帯域における無線設備の最大伝送信号速度の17％になるように設定する。

⑸　利用可能チャネル確認

ア　試験機器が電波を発射していないことの確認及び試験機器の擬似レーダーパルス検出の有無の確認は、試験機器の表示（表示のための治具も含む。）を確認する等の方法により行うことができる。

イ　試験機器を利用可能チャネル確認状態とし、試験周波数に固定して送信する場合は、あらかじめ試験用治具を用いて試験機器を試験可能な状態に設定する。この場合において、試験機器の状態は、実際の無線設備の運用状態とレーダーパルスの検出確率が同じでなければならない。

ウ　２⑵アの固定パルス１又は固定パルス２については、いずれか一方の試験を省略することができる。ただし、試験機器のレーダー波検出サンプリング間隔が0.5μsを超える場合は、固定パルス１の試験を行わなければならない。

エ　２⑵イの可変パルス５又は可変パルス６については、いずれか一方の試験を省略することができる。

⑹　運用中チャネル監視

ア　試験機器の通信負荷は試験機器の最大伝送信号速度の17％程度に維持し、通信負荷条件を監視する。

イ　ＩＰパケット伝送に基づく送信を行う試験機器以外の場合は、試験機器の通信負荷条件については、擬似レーダーパルスの検出確率が最小となる条件とする。

ウ　試験機器の擬似レーダーパルス検出の有無の確認は、試験機器の表示の確認等スペクトル分析器を用いない方法を用いることができる。

6　その他

十四の項６に同じ。